



確定申告は 正しく

2月16日～

これだけは
お忘れなく

- 1 申告書をお送りしている人は必ずその「申告書」
 - 2 「印鑑」
 - 3 給与などのある人は「源泉徴収票」
 - 4 雑損控除を受ける人は「被害を受けた住宅家財の明細書」
 - 5 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書」
 - 6 生命保険料控除のある人は「保険料が一契約九千円超のもの証明書」
 - 7 損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
 - 8 住宅取得控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資金額の償還金額等証明書」
 - 9 農業所得の特別経費控除を受ける人は「農業の雇人費、小作料、大農具購入費、修理費等の領収書」
 - 10 障害者控除を受けられる人は「障害者手帳」
- ご存知ですか
住宅取得特別控除
- 貯蓄に関する世論調査(昭和

— 申告相談受付日程表 —

月日	曜	前	後
2. 18	木	堀田	亀山
19	金	東坂本	西坂本
20	土	北山・雨乞	野田北・野田南
21	日		
22	月	古市上・古市下	新町・原小路
23	火	炭床	川原
24	水	中村	狩宿
25	木	一円	向田
26	金	長行	
27	土	上城	
28	日	日置校区予備日	
29	月	黄波戸出張徴収日 (保険税4期分)	
3. 1	火	黄波戸口	
2	水	税務署・県税事務所出張申告相談日	
3	木		
4	金	長崎	矢ヶ浦・茅刈
5	土	黄波戸1班～7班	
6	日	神田校区予備日	
7	月	黄波戸8班～14班	
8	火	黄波戸15班～21班	
9	水	小野地	畑上・畑下
10	木	国広・真口	新市・農土園
11	金	大内山上	大内山下
12	土	指定日にこられなかった人	
13	日		
14	月	指定日にこられなかった人	

※受付場所 役場会議室 (3月4日～3月8日まで
は黄波戸漁村センター)
受付時間 午前9時～12時・午後1時～4時

六十二年・貯蓄増強中央委員会)によると、借入金のある世帯の平均借入金残高は五七〇万円とか、借入れの理由は、一位が土地建物購入、二位が自動車の購入、三位が家具等の購入となっております。

ところで、昭和六十一年から住宅を借入金によって取得した場合の所得税の控除が改正されたのをご存知でしょうか。

新たに設けられた制度は、住宅取得特別控除といわれるもので、年末の住宅借入金残高(公的機関や勤務先からの借入金はその二分の一)のパーセント相当額が、住宅に入居した年から三年間(六十二年一月一日以

後に入居した場合は五年間)にわたって所得税額から控除できるといふものです。

住宅借入金残高の合計額は二千万円が限度ですが、年間最高二〇万円も所得税が安くなるわけです。住宅ローンのある方にとっては、吉報ですね。

詳しいことは、税務署または税務相談室でお尋ねください。

サラリーマンの還付申告

大部分のサラリーマンの所得税は、年末調整によって精算され改めて申告の必要はありませんが、次のような事由がある人は申告すれば所得税が返ってくる場合があります。

- ① 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
 - ② 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
 - ③ マイホームを取得し、割賦償還金の支払い又は銀行等からの住宅資金の借入金があるとき
 - ④ 年末調整後に、子供の誕生など扶養親族に異動があったとき
 - ⑤ 勤めを年途中でやめて再就職していないとき
 - ⑥ 国や地方公共団体などに寄付をしたとき
- 還付の申告は、一月から受け付けております。
- 還付申告書はご自分でお書きになって早めに提出して下さい。

タバコは町内で買しましょう